

児童手当制度改革のお知らせ

令和6年10月分（12月支給分）より児童手当制度が変わります！

主な変更内容

主な変更点	制度改革前 令和6年9月まで	制度改革後 令和6年10月から
支給対象	中学校修了前まで （15歳到達後の最初の年度末まで） の児童を養育している方	<u>高校生年代まで</u> （18歳到達後の最初の年度末まで） の児童を養育している方
所得制限	所得制限あり	<u>所得制限なし</u>
手当月額	・ 3歳未満 : 一律15,000円 ・ 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子 : 10,000円 第3子以降 : 15,000円 ・ 中学生 : 一律10,000円 ・ 所得制限以上 : 一律5,000円 （特例給付） ・ 所得上限以上 : 支給なし	・ 3歳未満 第1子、第2子 : 15,000円 <u>第3子以降 : 30,000円</u> ・ 3歳～高校生年代まで 第1子、第2子 : 10,000円 <u>第3子以降 : 30,000円</u>
第3子の算定	18歳到達後の最初の年度末まで（高校生年代まで）の児童から数える	<u>22歳到達後の最初の年度末まで（大学生年代まで）の児童から数える</u> （親等の経済的負担がある場合にカウントする）
支払時期	年3回 （各前月までの4ヵ月分を支払） 2.6.10月	<u>年6回</u> （各前月までの2ヵ月分を支払） 2.4.6.8.10.12月（偶数月）

申請について

支給にあたっては、申請が必要な方と不要な方とに分かれます。

必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

※公務員の方については勤務先（所属庁）が児童手当の手続き先です。今回の児童手当改正に伴う手続きは、松浦市ではなく勤務先（所属庁）で行ってください。

申請期限 令和6年9月30日まで

なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日までに申請があった場合は、令和6年10月分に遡って支給しますが、令和7年3月31日を過ぎた場合は令和6年10月に遡っての支給はできませんのでご注意ください。

受給者（請求者）について

父母がともに児童を養育している場合は、原則として、恒常的に所得が高い方が、児童手当の受給者となります。

**裏面に続きます。
必ずご確認ください！**

申請対象者

現在、児童手当又は特例給付を受給していますか？

はい

18歳年度末以降から22歳年度末まで
(大学生年代)の子がおり、かつ、3人以上のきょうだいがいますか？

はい

申請必要
(下記A)

いいえ

原則申請不要※1
(一部の方は申請必要)

18歳年度末以降から22歳年度末まで
(大学生年代)の子がいますか？

はい

18歳年度末(高校生年代)までの子が同居していますか？

はい

申請必要 (下記B)

いいえ

申請必要 (下記C)

いいえ

18歳年度末(高校生年代)までの子が同居していますか？

はい

申請必要 (下記D)

いいえ

申請必要 (下記E)

※1 高校生年代の子がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、職権で増額とします。ただし、住民票上別居の高校生年代の子がいる世帯は、額改定認定請求書と別居監護申立書をご提出いただく必要があります。

申請対象者の児童手当支給手続き

下記の提出書類を松浦市役所子育て・こども課又は福島支所、鷹島支所の窓口まで直接ご提出ください。福島、鷹島以外の支所では受付できませんので、ご注意ください。

○申請対象者A

- ・監護相当・生計費の負担についての確認書
- ・額改定認定請求書(住民票上別居の高校生年代の子がいる場合のみ必要)
- ・別居監護申立書(住民票上別居の高校生年代の子がいる場合のみ必要)

○申請対象者B

- ・児童手当認定請求書
- ・申請者本人名義の通帳
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書(3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要)

○申請対象者C

- ・児童手当認定請求書
- ・申請者本人名義の通帳
- ・別居監護申立書(支給対象児童のうち住民票上別居している児童分について記入してください)
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書(3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要)

○申請対象者D

- ・児童手当認定請求書
- ・申請者本人名義の通帳

○申請対象者E

- ・児童手当認定請求書
- ・申請者本人名義の通帳
- ・別居監護申立書(支給対象児童のうち住民票別居している児童分について記入してください)

お問い合わせは

松浦市役所 子育て・こども課 子育て支援係
電話：0956 (72) 1111 内線146